

**電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る予算流用について****1 概要**

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえて、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対して1世帯当たり5万円をプッシュ型で支給する。

**2 背景**

- ・国は、「物価・賃金・生活総合対策本部」（令和4年9月9日開催）において、住民税非課税世帯に対して「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」をプッシュ型で給付することを決定し、9月20日に給付金の支給に係る予備費の支出について閣議決定した。
- ・給付金の支給に係る事業費については9月議会への追加提案を行うところであるが、年内早期の支給開始を見込んでおり、対象者抽出、コールセンター等に係る人員確保等に一定の期間を要することから、9月補正予算の議決予定日前に業務委託契約を締結する必要があるため、流用戻しを前提とした流用により対応する。
- ・財源は「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事務費補助金」で、補助率は10/10（全額国庫負担）。

**3 流用額 274,642 千円****【流用先】**

款 11 民生費 項 1 社会福祉費 目 61 臨時特別給付金事業費 (単位：千円)

事業	内容	金額
06 電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業 02 事務費	委託料	274,642

**【流用元】**

款 11 民生費 項 1 社会福祉費 目 61 臨時特別給付金事業費 (単位：千円)

事業	内容	金額
01 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業 03 給付費	負担金及び交付金	△274,642

**4 流用後の対応**

9月補正予算議決後、同額を流用戻しする予定。